

放送法施行規則の一部を改正する省令案等に対する意見及びそれに対する総務省の考え方  
— 放送設備のサイバーセキュリティ確保に関する技術基準導入のための制度整備 —

■意見募集期間:令和2年1月22日～同年2月20日

■意見提出件数:7件(法人5件、個人2件)

(その他、案について言及しておらず、案と無関係と判断されるものが1件あり)

意見No.	意見提出者	提出された意見	総務省の考え方	提出意見を踏まえた案の修正
1 本案への賛同意見				
1-1	一般社団法人日本民間放送連盟	放送設備のサイバーセキュリティ確保は重要かつ有意義な取り組みであり、民放事業者はサイバーセキュリティの一層の向上に努める所存です。 サイバーセキュリティ確保は秘匿性が高く、環境変化の大きい分野でもあるため、各項目の具体的な措置については、放送事業者の判断により適時適切に選択できることが望ましいと考えます。したがって、対象設備と措置例を概括的に示しつつ、同等の代替措置も認めるよう規定したことは適切だと考えます。	本案への賛同意見として承ります。	無
1-2	日本テレビ放送網株式会社	放送設備のサイバーセキュリティ確保は、放送事業者にとって重要な事項であり、今後も引き続き一層の向上に努めてまいります。		
1-3	株式会社テレビ朝日	サイバー攻撃の多様化、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会への対応等を見据え、重要インフラとして位置づけられている放送設備に対し、サイバーセキュリティ確保に関する技術基準を規定することは重要な取り組みだと考えます。		
1-4	株式会社テレビユー山形	放送設備のサイバーセキュリティの確保については、放送の安全・信頼性を確保する観点から、これまで個々に放送事業者が対策強化に努めてまいりましたが、今般、放送法施行規則へ具体的に明文化されたことは大変評価できます。情報システム機器はサイバー攻撃に対する脆弱性を完全に排除することは難しい為、今後も継続して対策を行っていきます。		
1-5	個人	本改正に賛成である。 放送分野においても、サイバーセキュリティについての確保や、問題発生時の報告等の手順の定め等を行う事は必要かつ重要な事であるので、本改正は適		

		<p>切なものと考える。</p> <p>(注:なお、本意見が、NHK による、インターネット上の番組配信を放送と認めるものと捉えたり、又は、インターネット上の番組配信によってインターネット接続可能者から視聴料徴収が可能になるという様な文脈で捉えないよう求めたい。単に、放送設備におけるその中間等で用いられる通信のサイバーセキュリティについて注意するのは望ましい事である、という趣旨での意見である。)</p>		
--	--	---	--	--

## 2 設備規模等に応じた審査の要望（放送法関係審査基準）

2-1	一般社団法人 日本民間放送 連盟	地上基幹放送については、番組送出設備をはじめとする放送本線系のみならず、すべての送信設備に付随する監視、制御、保守回線も対象となっています。これに異論はありませんが、送信設備の規模等により、故障発生時の受信者への影響の度合いは異なりますので、従来の安全・信頼性基準と同様に経済合理性の観点も踏まえて、設備の規模等に応じた適切な措置を講じることにより、サイバーセキュリティの確保が円滑に実現されるものと考えます。	放送法関係審査基準に規定する具体的措置に関して、それと同等と認められる措置も可としております。実際に審査を行う際は、設備規模等も考慮して、適切に対応いたします。	無
2-2	日本テレビ放送網株式会社	地上基幹放送については、番組送出設備をはじめとする放送本線系に加えて、全ての送信設備に付随する監視・制御・保守回線も対象となっています。個々の無線局によって、送信設備の規模や障害発生時の視聴者への影響度が異なりますので、従来の安全・信頼性基準と同様、経済合理性の観点も踏まえて、放送事業者の自主的な判断による適切な措置を講じることにより、サイバーセキュリティ確保が円滑に実現されるものと考えます。		
2-3	株式会社テレ ビ朝日	具体的なサイバーセキュリティ対策については、技術基準に則りて、放送の停止等を未然に防ぐ、または即座に復旧させることを重視し、放送事業者の自主的な判断により、従来の安全・信頼性基準と同様に経済合理性の観点も勘案した上で講じられるべきだと考えます。		
2-4	株式会社 TBS テレビ	サイバーセキュリティ確保の適用範囲を番組送出設備および放送設備に係る監視・制御・保守回線まで含める点につきましては、設備規模等により障害発生時の受信者への影響度合いが異なります。経済合理性の観念も踏まえ、設備規模に応じた適切な措置を講じることへのご配慮をお願いいたします。		
2-5	株式会社テレ ビユー山形	地上基幹放送設備の放送本線系入力となる番組送出設備については、監視・制御・保守回線も対象となっていることは理解できますが、送信設備については、その規模やエリア内の世帯数などにより、システムが大きく異なります。従来からの安全・信頼性基準の対応と同様、費用対効果の観点からも、その設備規模に応じた柔軟な審査基準としていただけるようお願いします。		

3 平仄をとった記載ぶりの修正（放送法関係審査基準）				
3-1	一般社団法人 日本民間放送 連盟	なお、訓令案のうち放送設備に対する物理的なアクセス管理については、有線放送設備と表現をあわせることが望ましいと考えます。	ご意見のとおり修正します。	有
3-2	日本テレビ放 送網株式会社	なお、訓令案のうち放送設備に対する物理的なアクセス管理については、有線放送設備と表現をあわせることが望ましいと考えます。		
4 外部ネットワークからの不正接続対策（放送法関係審査基準）				
4-1	個人	1.(13)イ(ア)、3.(11)イ(ア)に、 「…又はID及びパスワードにより権限を有する者だけが接続できるようにする措置」とありますが、既にID/パスワードに対する多彩な攻撃手法が一般化している現状を鑑み、生体認証との組み合わせによる2要素認証や電子証明書との併用など、より強固な認証方式の実施を求める必要があるのではないかと考えます。	ご意見のとおり、より強固な認証方式を措置するほどセキュリティ確保の実効性は高まりますが、セキュリティ対策として求められる措置が、放送事業者の規模等を考慮することも重要であると考えます。本件で規定する措置は、放送事業者の規模等に依らず求められる最低限度の措置を規定しており、各放送事業者は、自らの設備に応じて、それに相応しい自主的なセキュリティ対策が期待されます。	無